

マイナンバー制度実施の中止または延期を求める 国への意見書提出を求める陳情

陳情の要旨及び理由

マイナンバー制度は、赤ちゃんから高齢者まで住民登録をしている人全員に、12桁の生涯変えられない原則の番号をつけ、納税や社会保障給付などの個人情報を、国や自治体等が管理し、行政手続等で活用する仕組みです。今年10月から番号通知がはじまり、2016年1月から運用が開始されます。しかし、国民・市民の認知度の低さや情報漏洩・流出等の不安の払拭、事業者の対応等が進まぬままに、強行的に実施することは、以下の理由から非常に危険だと考えます。

第一に、個人情報の大量流出、漏洩の危険があることです。これは、今年6月1日に発覚した約125万件の年金情報の流出問題によって突き付けられた現実です。マイナンバー制度は、社会保障や税に関わる多くの個人情報を一元化します。情報は集積されるほど利用価値が高まり、「攻撃」されやすくなります。

第二に、私たち開業保険医をはじめ、事業者の負担が重いことです。マイナンバー制度の導入で、従業員を雇う事業主は「個人番号関係事務実施者」として取り扱いの義務を負うこととなります。従業員やその扶養家族等の個人番号が目的外使用や外部流出しないよう、「取得」、「安全管理措置等」、「保管」、「廃棄」など、厳格な管理体制等が必要となります。そのためのコスト負担は、帝国データバンクの調査によると従業員数「5人以下」「6～20人」で40万円、「21～50人」で66万円、「51～100人」で99万円です。これらに対する国から事業者への補助金はありません。この他、システム維持等のランニングコスト、漏洩・流出等が起こった際の損害補償対策など、更なる費用負担が必要となります。マイナンバー制度導入のために、事業者への一方的な負担増を強要することは許されません。

第三に、マイナンバー制度はその利用範囲の拡大が既定路線とされていることです。現在は審議が中断していますが、今国会に提出されたマイナンバー法の改正案がその最たるものです。2013年5月に成立したマイナンバー法の附則第6条では、施行後3年を目途に国民の理解を得つつ利用範囲を見直すものと規定しています。しかし本改正案は、10月5日の制度施行を待たずに審議が進められています。また医療情報については、当初からその機微性が重視され、マイナンバーの利用範囲から除外されていました。しかし本改正案で追加対象としている特定健診情報は、個人の血圧、尿検査や血液検査の結果等が含まれており、紛れもなく医療情報です。このように、本改正案は法の附則や当初の約束を反故にするものです。

本改正案が成立すれば、今後は民間企業の営利目的による利活用など、マイナンバーの利用範囲は無差別かつなし崩し的に拡大する恐れがあります。特に個人の医療情

報については機微性の高さだけでなく、医療費抑制や医療の産業化など、公的医療制度や社会保障制度を荒廃させる施策に使われる可能性もあります。

年金情報の流出問題を単に日本年金機構が起こした「事故」として片付けるのではなく、IT全盛の今日、情報漏洩・流出は必ず起こり得るものと認識し、単に利便性だけを求めたIT利活用論に疑問を持ち、個人情報保護を前提に慎重に取り扱う必要があると考えます。マイナンバーの利用事務の大半は市町村が取り扱うことから、情報漏洩・流出の際の混乱や対応、損害賠償など、年金情報の比ではないことは火を見るよりも明らかです。

市町村等はすでに情報漏洩・流出の防止策として、「特定個人情報保護評価書」の作成、マイナンバーに対応したシステム改修を進めていますが、年金情報の流出問題という新たな事態を踏まえ、改めて見直し、再検討等を行わなければ、個人番号を扱われる地域住民や地域事業者の納得、信頼は得られないのではないのでしょうか。こうした対応には時間が必要です。10月のマイナンバー法の施行、来年1月の運用開始はあまりに拙速で、対応は不可能です。また、そもそもマイナンバーが本当に必要な制度なのか、改めて住民・国民議論に付すことが必要ではないのでしょうか。

よって、地方自治法第99条の規定により、今年10月5日のマイナンバー制度の施行（個人番号の通知）と2016年1月からの運用開始の中止または延期を、国へ意見書として提出くださいますよう陳情いたします。

陳情事項

今年10月5日のマイナンバー制度の施行（個人番号の通知）と2016年1月からの運用開始の中止または延期を求める旨の意見書を国に提出すること

2015年8月6日

大磯町議会議長
吉川 重雄 様

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビルディング2階

神奈川県保険医協会
理事長 森 壽生



(TEL 045-313-2111)